

改正

令和 3 年 4 月 1 日

令和 4 年 8 月 30 日

令和 6 年 4 月 1 日

いすみ市建設工事指名業者選定基準の運用基準

1 選定基準第 3 条（発注基準に対する特例）関係

（１） 第 1 項の定めにより、当該工事の基準等級の直近下位の等級に格付された者を指名する場合、指名業者のおおむね半数以上は基準等級に格付けされた者とする。ただし、指名する業者が僅少である等地域の実情によりこれによることが困難である場合及び公募型指名競争入札に付する場合を除くものとする。

（２） 第 4 項の定めにより、市内業者の受注機会の拡大を図るため特に次の事項を考慮の上、行うものとする。

ア 指名業者の選定に当たっては、市内業者を第一に検討対象とし、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる施行能力等を有すると認められる者を指名すること。

イ 以下に該当する優良な市内業者に対しては、当該業者の施行能力を勘案の上、上位の等級に属する工事の指名について十分配慮すること。

（ア） 市発注工事について、工事成績が優良であること。

（イ） 工事の安全管理に努め、工事事故がないこと。

（ウ） 労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み、労働福祉の状況が優良であること。

2 選定基準第 5 条（指名業者数）関係

公募型指名競争入札に付した工事については、応募のあった有資格者が少数で選定基準第 5 条に定める業者数を確保できない場合であっても、当該有資格者のみを指名するものとする。ただし、この場合の指名業者数は、少なくとも 2 者以上でなければならない。

3 選定基準第 6 条（指名業者選定にあたっての留意事項）関係

指名業者の選定は、選定基準第 6 条の定める留意事項及び別表に掲げる基準により行うものとする。

附 則

この基準は、平成17年12月5日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

附 則（令和3年4月1日）

この基準は、令和3年4月1日から施行し、平成28年6月1日から適用する。

附 則（令和4年8月30日）

この基準は、令和4年11月4日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3項関係）

留意事項	基準
1 不誠実な行為の有無	以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。 ① いすみ市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止期間中であること。 ② 市発注工事に係る請負契約に関し次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることから請負者として不適当であると認められること。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請け、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 ウ 千葉県建設工事適正化指導要綱第15条第1号の規定による指導若しくは勧告に従わないこと又は同要綱第11条に規定する届け出事項に虚偽の記載等があること。 ③ 警察当局から市に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適格であると認められること。
2 経営状況	電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止、会社更正法の適用申請等の事実があり、客観的に経営状況が著しく不

	健全であると判断される場合は指名しないこと。 ただし、更生手続の開始決定、更生計画の認可等があった場合は、当該開始決定、認可等があった後の経営状況を総合的に勘案すること。
3 工事成績	① 市発注工事の工事成績の平均が過去2年連続して60点未満である場合は、指名しないこと。 ② 市発注工事の工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 ③ 工事成績の平均が過去2年連続して80点以上であり、市発注工事の成績が特に優秀である場合は、これを十分尊重すること。
4 当該工事に対する地理的条件	当該地域での工事実績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
5 手持ち工事の状況	① 工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。 ② 当該年度の指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないよう配慮すること。
6 当該工事施工についての技術的適性	以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 ① 当該工事と同種若しくは類似の工事について相当の施工実績があること。 ② 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 ③ 当該工事の作業条件が、地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等特殊な場合にあつては、当該工事と同等と認められる作業条件下での施工実績があること。 ④ 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。 ⑤ 設計上等から下請金額の総額が4,500万円（建築一式工事では

	7,000万円) 以上になることが想定される工事を発注する場合は、特定建設業の許可を受けており、かつ「監理技術者資格者証」の交付を受けている監理技術者が確保できると認められること。 ⑥ 公募型指名競争入札については、配置予定の技術者が適性であること。
7 安全管理の状況	① 市発注工事について安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 ② 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 ③ 市発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業2箇月以上の負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
8 労働福祉の状況	① 賃金不払いに関する労働基準局からの通報が市に対してあり、当該状況が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 ② 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第61条に定める者を使用することが予想される者にあつては、建設業退職金共済組合と退職金共済契約を締結しているかどうか、及び市発注工事に係る建設業退職金共済組合証紙の購入状況を総合的に勘案すること。 ③ 建設労働者の雇用及び労働条件の改善に取り組み、表彰を受けている等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

(注) 原則として、審査基準日以降における状況により判断するものとする。

ただし、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し判断することができるものとする。